

基本事件 令和2年(ワ)第29号

同第172号、同第197号、同第348号、同第509号

令和3年(ワ)第254号、同263号

令和5年(ワ)第13号 損害賠償請求事件

原告 椿本 紀代 外31名

被告 国 外2名

準備書面27の訂正

2025年5月7日

松山地方裁判所民事1部合議部一係 御中

上記原告ら代理人

弁護士 奥島 直道



準備書面27の7頁26行目から8頁7行目までを下記のとおり変更する。■■■■

■■■■の家が平成16年の水害で浸水被害を受けていなかったためである。

記

しかし、大洲市内で290戸以上の床上浸水が発生した平成16年の洪水では、大川地区はその例にもれず、放流水は堤防を越えて浸水し、原告滝野、原告城滝の家は床上浸水の被害を受け、原告寺岡の家は少し高いところにあるので浸水被害を免れた。被告大洲市は鹿野川ダムから平成16年の水害以上の放流量になる旨の連絡を受けているのだから、平成16年水害で浸水被害を受けた原告滝野、原告城滝の家は、その時以上に浸水被害を受け、より危険な状況になることは予想できたはずである。

以上